

県立新発田竹俣特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

【目次】

はじめに

1	いじめ防止に向けての基本姿勢	1
2	いじめ防止に向けた取組	1
	(1) 生徒指導体制	
	(2) 教育相談体制	
	(3) ネット上のいじめへの対応	
	(4) 校内研修	
	(6) 保護者や地域との連携	
3	いじめ防止に向けた取組の評価	6
4	いじめ防止対策のための組織	6
	(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織	
	(2) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織	
	(3) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織	
	(4) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
	(5) その他関係する組織	
5	重大事態への対処	7
	(1) 重大事態の意味	
	(2) 重大事態の報告	
	(3) 調査の主体	
	(4) 調査を行うための組織	
	(5) 事実関係を明確にするための調査の実態	
	(6) 調査結果の提供及び報告	
6	その他参考資料	10



はじめに

【いじめの定義】

- ・「いじめ」とは、「当該児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所の内外を問わない。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【いじめ防止対策推進法 第2条（定義）】

- ・この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本方針は、上記のことを踏まえ、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条及び同法第12条の規定に基づき策定された「新潟県いじめ防止基本方針（平成30年2月改定）」により、県立新発田竹俣特別支援学校の生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめの起きない学校作り」を目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

（1）いじめの認識

いじめは人権に関わる問題であり、命に関わる重大な問題である。「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる。」との認識の下、早期に発見し、迅速かつ適切に対応する。

（2）いじめ見逃し0スクールの推進

「いじめ見逃しゼロスクール」を中核として、家庭、地域、関係機関との確かな連携を図り、早期発見・即時対応に努めるとともに、中学部・高等部6年間の長期的な視点に立った児童生徒の社会性育成の取組を推進する。

（3）いじめ未然防止に向けた生徒の手による学校づくり

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、互いを認め合える人間関係・校風を生徒自ら創り出していく取組を推進する。

（4）一人で学ぶだけでなく、他との「関わり」を通じた授業づくりの実践

授業づくりを学校づくりの中核とし、「他との関わりの中で、学び合い、高め合う」学習集団、「思いやりのある言動、支え合う」生活集団を育てる取組を推進する。

2 いじめ防止に向けた取組

（1）新発田竹俣特別支援学校いじめ・不登校防止のための年間指導計画

1 学期

月	主な行事予定	いじめ・不登校防止のための生徒指導・教育相談に関する事項・留意事項等
4月	・始業式、入学式 ・生徒会入会式 ・保護者会の実施 ・家庭確認	・引継ぎ資料や生徒理解研修（情報交換会議）などで、生徒理解を深める。 ・新入生歓迎会を実施し、生徒間の交流のきっかけをつくる。 ・生徒の人間関係形成に配慮し、孤立傾向や不適応傾向な生徒に関する情報を早めに全職員に伝える。 ・毎日の欠席早退の生徒を集約し、欠席や早退が続く生徒に対して早期に担任から情報を収集し、対応策を協議する。 ・学校生活の「きまり」と「心得」について、視聴覚機器を用いて説明する。 ・家庭で生徒のインターネット・SNSのトラブルや事案について情報提供を行い、喚起促す。

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育祭 ・ 避難訓練 ・ 学校生活アンケート (いじめ含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育祭への取組の様子に気を配り、生徒の変容を早期に発見する。 ・ 学校生活アンケートの記述から生徒の状態を把握する。必要に応じて教育相談を働きかける。 ・ いじめアンケートで、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめ根絶の意識を高める。 ・ クラス内や部活動での人間関係に気を配り、必要な生徒へ支援する。 ・ 毎日の欠席早退の生徒を集約し、欠席や早退が続く生徒に対して早期に担任から情報を収集し、対応策を協議する。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衣替え ・ スクールカウンセラー来校 ・ 高等部職場実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンセラーの紹介とカウンセリングの申込方法を周知する。 ・ 校外実習では事前指導を徹底及び万一のトラブルの際に対処できるように指導する。
7月 (8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラー来校 ・ 高等部1年生宿泊学習 ・ 終業式 ・ 個別懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休みに向けて市内中・高校と生徒の様子について情報交換を行い、生徒理解を深める。 ・ 毎日の欠席早退の生徒を集約し、欠席や早退が続く生徒に対して早期に担任から情報を収集し、対応策を協議する。 ・ 個別懇談会を活用し、保護者と連携しながら生徒の様子を見取り、指導にあたる。 ・ 生活習慣が乱れる心配がある生徒には、家庭と連携し夏休みの過ごし方を指導する。 ・ 夏休み中の生徒の人間関係の変化や表情の変化など、職員間での情報交換を密にする。

2 学期

月	主な行事予定	いじめ・不登校防止のための生徒指導・教育相談に関する事項・留意事項等
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式 ・ 県特支スポーツ大会 ・ 中学部修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の遅刻、早退、欠席の理由を確実に把握し、生活習慣の乱れや人間関係の変化などに十分注意する。また、家庭と連携し、家庭での様子の把握も務める。 ・ 授業中や休み時間の様子や表情から、生徒の変容をつかめるようにする。 ・ 職員間で生徒に関する情報交換を確実に行う。 ・ 毎日の欠席早退の生徒を集約し、欠席や早退が続く生徒に対して早期に担任から情報を収集し、対応策を協議する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等部職場実習 ・ 避難訓練 ・ 学校生活アンケート (いじめ含む) ・ いじめ防止に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ たけまた祭に向けた活動の中での生徒の人間関係の変化に気を配り、孤立する生徒、活動に参加しない生徒が出ないように集団に働きかける。 ・ 学校生活アンケートの記述から生徒の状態を把握する。必要に応じて教育相談を働きかける。 ・ いじめアンケートで、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめ根絶の意識を高める。 ・ 毎日の欠席早退の生徒を集約し、欠席や早退が続く生徒に対して早期に担任から情報を収集し、対応策を協議する。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ たけまた祭 ・ 高等部2年修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ たけまた祭での生徒の活動を支援する。また生徒会の活動を通して、母校に誇りをもち、いじめ根絶に向けた生徒の意識を高める。 ・ 毎日の欠席早退の生徒を集約し、欠席や早退が続く生徒に対して早期に担任から情報を収集し、対応策を協議する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級懇談会 ・ 終業式 ・ 冬休み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末保護者会を利用し、生徒の家庭での様子を把握するとともに、欠席や早退の気になる生徒について家庭と連携して支援する。 ・ 冬休み中に生活のリズムが崩れないように、生活設計表などをもとに生徒に指導する。 ・ 毎日の欠席早退の生徒を集約し、欠席や早退が続く生徒に対して早期に担任から情報を収集し、対応策を協議する。

3 学期

月	主な行事予定	いじめ・不登校防止のための生徒指導・教育相談に関する事項・留意事項等
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式 ・ 学級懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休み明けの生徒の人間関係の変化や表情の変化などに気を配り、職員間での連絡を密にするとともに、気付いたことを家庭とも情報を共有する。 ・ 毎日の欠席早退の生徒を集約し、欠席や早退が続く生徒に対して早期に担任から情報を収集し、対応策を協議する。
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一日入学及び体験入学 ・ 高等部入学選考面接 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進級や進路への不安を抱く生徒に対して、教育相談を計画的に活用する。 ・ 生徒間の人間関係や孤立しがちな生徒の様子を十分に把握し、次年度の学級編成や引継ぎに生かせるようにする。 ・ 卒業を控えた3年生と在校生のトラブルに注意する。 ・ 毎日の欠席早退の生徒を集約し、欠席や早退が続く生徒に対して早期に担任から情報を収集し、対応策を協議する。
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業を祝う会 ・ 卒業式 ・ 終業式 ・ 離任式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の人間関係や孤立しがちな生徒に配慮し学級編成を行う。 ・ 気になる生徒の様子を確実に把握し、学年部で情報を共有する。 ・ 生徒に関することの引継ぎを確実に言い、転勤にとまなう生徒指導の空白ができないようにする。 ・ 毎日の欠席早退の生徒を集約し、欠席や早退が続く生徒に対して早期に担任から情報を収集し、対応策を協議する。

(2) 教育相談体制

① 目 標

- ア 年2回の学校生活アンケート（いじめ）を実施し、「悩みごととは相談する」という雰囲気や環境を醸成する。
- イ 相談を通して、生徒との望ましい人間関係の確立を図る。
- ウ 一人一人の悩みや問題点を話し合い、必要に応じて助言や指導することによって学校生活への適応を図る。

② 指導の重点

- ア 受容的な態度を大切にし、共感性のある相談に努める。
- イ 自己理解を深めさせるとともに、自己改善への意欲をもたせる。

③ 具体的な方策

ア 定期教育相談

<基本方針>

- ・ 毎学期毎の教育相談期間を設け、全校生徒対象で行う。
- ・ 学校生活アンケート（いじめを含む）を生徒・保護者を対象に実施する。

<実施方法>

- ・ カードに記入させ、学級担任が目を通し、必要に応じて生徒・保護者と面談を実施する。
- ・ 緊急を要するものはすべてに優先して即時対応する。
- ・ 5月、10月は全校生徒対象に行い、他の月は希望生徒を対象に随時行う。
- ・ 原則として学級担任が行うが、必要に応じて担任以外の教師も相談にあたる。
- ・ 相談の内容は学校生活・家庭生活全般についてとし、アンケート結果を活用する。
- * 学校生活アンケートは原則5年間保存する

イ スクールカウンセラー

- ・ カウンセラー：○○ ○○先生
- ・ 原則として、年15回、曜日は火曜日の9：15～17：00に来校。（変更の可能性有り）
- ※授業や休み時間に生徒と触れあってもらいながら、生徒の様子を観察してもらおう。また、心配な生徒には個々教育相談をしてもらう
- ※相談内容が、いじめ・自傷行為など、自他の生命や身体の安全に関わる時は、学年部や生徒指導部で協議し、対応する。また、必要に応じて全職員に伝達し、共通理解を図る。

相談室（2階）の利用

授業時間	昼休み	放課後
<p>○情報交換及び研修 授業中に生徒が訪ねた場合 相談員は速やかに授業者や 学年と連絡をとる。 例外として職員が緊急の相談 が必要と判断した場合は相談員 に依頼する。その際、相談を依 頼した職員は授業者と学級担任 に欠課の連絡をする。</p>	<p>○リレーションと心の居場所 生徒と相談員のリレーショ ンを図る。</p>	<p>○カウンセリング活動 下記の相談ルートを通じてき た生徒のカウンセリングを行 う。 カウンセリングは1対1。 1回の相談時間は、40分程度。 次回の相談までに適当な間隔 をおく。</p>

生徒の相談ルート

生徒が希望する場合

学級担任に申し込む・・・・・・・・・・	担任が、教育相談担当またはカウ ンセラーに連絡し、日程を調整し 希望者に知らせる。
直接訪ねる・・・・・・・・・・	カウンセラーが教務室などにて 予定が入っていなければ直接カ ウンセリングが可能。

学級担任が働きかける場合・・・担任と教育相談担当・カウンセラーが日程を調整し、生徒に知らせる。

※ 安易に生徒の相談内容を話すことは慎まなければならない、内容によっては迅速に他の先生方に相談することが必要である。その場合、生徒が他の先生に話すことを拒否しても、連絡すること。当然、生徒には他の先生方は何も知らないこととして対応すること。

(3) ネット上のいじめへの対応

① インターネット上のトラブルへの対応

ネット上のいじめの特徴

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

下記のような特徴があると指摘されている。

- ・不特定多数のものから、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間できわめて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に1度流失した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態把握が難しい。

このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめ同様に決して許されるものではなく、学校においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

② トラブルが発生した場合の対応について

ア 被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等を配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことを最優先する。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援を行う。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行く。

イ 加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応をする。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が必要である。

ウ 全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、上記（２）（３）を参考に、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが必要である。

エ 保護者への対応

「ネット上のいじめを含めたいじめ」を発見した場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。

加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行う。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。

③ 早期発見、未然防止のために

ア 生徒のささいな変化に気づくこと。

- ・日常生活の様子を把握する。
- ・スケジュール帳の活用（生徒・保護者）

イ 情報の共有。

変化に気づいたなら、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等にメモ書きしておき、職員が共有できるようにする。（生徒指導速報用紙の活用）

ウ 「いじめアンケート」の活用。

エ 情報に基づき組織（学年、生徒指導部、全職員など）で速やかに対応する。

オ 保護者への啓発と家庭・地域との連携。

カ 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上。

(4) 校内研修

①年間指導計画

	月	内容	その他
1 学期	4 月	・生徒指導情報交換（情報交換会）	・スクールカウンセラー来校（6月より年4回）
	5 月 6 月 7 月	・第1回学校生活アンケート（いじめを含む）	
	8 月	・取り組みについての振り返り ・ネットいじめ講演・研修会	・いじめ防止対策実行委員会
	2 学期	9 月	・生徒指導情報交換
10 月 11 月		・第2回学校生活アンケート（いじめを含む） ・第2回生徒指導情報交換	
12 月		・取組についての振り返り	
3 学期		1 月 2 月	・今年度の取組の検証（校内研修）と次年度の計画 ・生徒指導情報交換 ・新入生情報交換
	3 月		

*定期的に生徒指導部会を実施。

(6) 保護者や地域との連携

- ①保護者や地域と連携したいじめ防止の取組や啓発活動
- ②学校便りによる学校評価、いじめの実態に関する情報発信

3. いじめ防止に向けた取組の評価

- (1) 毎学期末に教員アンケートを取り、長期休業中に研修会を開催し取組の評価を行う。
- (2) 生徒の実態を把握するために、年度末に生徒の課題となる事象について、基礎的な資料を収集する（アンケートによる）。

4 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

①【いじめ防止対策実行委員会】

・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・学部主事 ・教務主任 ・養護教諭
・スクールカウンセラー

②組織の役割

ア学校基本方針の取組の実施、年間指導計画の作成・実行・検証・修正
 イいじめの相談・通報の窓口
 ウいじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 エいじめの疑いに関する情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事情聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応

(2) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織

【生徒指導部会】

・生徒指導主事 ・学年生徒指導担当 ・養護教諭 ・スクールカウンセラー

(3) 学校におけるいじめの防止等のための組織

- ・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・教務主任 学部主事 ・養護教諭
- ・PTA 会長 ・PTA 副会長 ・新発田警察署生活安全課長
- ・スクールカウンセラー ・健康福祉課子ども係

(4) その他関係する組織

①新発田市学校警察連絡協議会

○構成メンバー

- ・新発田市教育委員会（教育長・学校教育課長・管理指導主事・指導主事）
- ・新発田警察署（署長・生活安全課長）
- ・各中・高等学校（校長・生徒指導担当者）

○事業内容

- ・生徒の健全育成を目指しての生徒指導上の問題に関する連絡や協議
- ・いじめ防止に向けての取組と情報交換

○開催回数

- ・年3回

②県教育委員会の組織（特別支援校長会）

5 重大事態への対処

- 学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- 学校は、アの調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- 学校は、重大事態が発生した旨を県教育委員会に報告し、指示、指導に従う。

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより在籍児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間30日を目安）
 - *生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合は、次のように報告する。
学校→新潟県教育委員会

【学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断】

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(3) 調査の主体

- ① 学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）
- ② 県教育委員会が主体となって行う場合

(4) 調査を行うための組織

○学校におけるいじめの防止等のための組織

- ・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・養護教諭
- ・PTA 会長 PTA 副会長 ・スクールカウンセラー

○重大事態の性質に応じて、県教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
(市担当弁護士、学識経験者、精神科医、職能団体等)

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・不都合なことがあっても事実をしっかり向き合う姿勢を大切にする。
- ・「事実を明確にする」ために、
重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、
いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、
学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限りを網羅的に明確にする。
この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するようにする。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、
学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

□いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた児童生徒、在籍児童生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
- ・いじめを受けた児童生徒、情報提供をしてくれた児童生徒を守ることを最優先する。
- ・いじめを受けた児童生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。

□いじめられた児童生徒から聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けたとされる児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ア いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。
この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。
- ・いじめの行為がいつ、誰から、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか。
- イ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
- ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめを受けたとされる児童生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
- エ 調査を行う際には、調査方法及び内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について県教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

- ア 調査結果については、県教育委員会に報告する。
- イ いじめを受けたとされる児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けたとされる生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、県教育委員会に送付する。

6 その他参考資料

- (1) 学校生活アンケート（いじめ防止アンケート含む）
- (2) いじめの対応マニュアル
- (3) 学校いじめ対策推進計画書
- (4) いじめ認知報告書

高等部「いじめ」に関する調査（生徒用）

新発田竹俣特別支援学校生徒指導部

状況に応じて、お子さんと一緒にこたえてください

いじめとは、

あなたの周りまわりにいる人ひとから、暴力ぼうりょくをふるわれたり、物を隠かくされたり、お金おかねや物ものをとられたり、言いわれて嫌いやなことを何回なんかいも言いわれたり、嫌いやなはずらはずらをされたり、無視むしされたり、仲間なかはずれにされたりして、すごく嫌いやな気持ちになるものです。

この調査さぶさの内容ないようは公表こうひょうしたりしません。まじめに素直すなおに答こたえてください。

年 組 名前

当てはまる答こたえの数字すうじを口くちの中なかに記入きにゆうしてください。

1 あなたは、今年ことしの4月4がつから、今いままでの間あいだに「いじめ」を受うけたことがありますか。

①今いまいじめられている。

②今いまはいじめられていないが、4月4がつからいじめられたことがある。

③ ない

①と答こたえた人ひとは2の質問しつもんへ、②③と答こたえた人ひとは3の質問しつもんへ進すすんでください。

--

2 1の質問しつもんで①と答こたえた人ひとだけ質問しつもんに答こたえてください。

(1)あなたを、いじめているのは誰だれですか。2つ以上選いじょうえらんでもよいです。

①同級生どうきゅうせい ②同じ学年おなじがくねんの人ひと ③上級生じょうきゅうせい ④下級生かきゅうせい

⑤男子だんしから ⑥女子じょしから ⑦その他そのた ()

できれば、あなたをいじめている人ひとの名前なまえを教おしえてください。()

(2)あなたが今いま受うけているいじめは、どんないじめですか。2つ以上選いじょうえらんでもよいです。

①言葉ことばでのおどし ②冷やかひやかし、からかい ③持ち物もちものへのいたずら

④仲間なかはずし ⑤無視むしされる ⑥暴力ぼうりょくをふるわれる

⑦お金おかねや物ものをとられる ⑧いたずら書がきやうわさを流ながされる

⑨嫌いやなあだなを言いわれる ⑩その他そのた ()

(3)いじめについて、誰だれかに相談そうだんしましたか。2つ以上選いじょうえらんでもよいです。

①家族かぞく ②先生せんせい ③友達ともだち ④スクールカウンセラー

⑤電話でんわ相談そうだん ⑥誰だれにも相談そうだんしていない

⑦その他そのた ()

※続つづけて質問しつもん3へ進すすんでください。

3 あなた身の回まわりりのことについて教おしえてください。

(1)4月4がつから今いままでの間あいだで、あなた周まわりりでいじめを見みたり聞きいたりしましたか。

①ある ②ない

(2) (1)で「①ある」と答こたえた人ひとは、どんないじめか教おしえてください

--

(3)あなたの周まわりりで、今後いじめに発展はつぜんしそうなことがあつたら教おしえてください。

高等部「いじめ」に関する調査（保護者用）

新発田竹俣特別支援学校生徒指導部

いじめとは、

同じ学校、学級、作業などの一定の人間関係のある者から、暴力、物隠し、金品強要、言葉の暴力などの、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものです。

1 「いじめ」について、お聞かせください。

当てはまる答えの数字を口の中に記入してください。

(1) 今年の4月以降、今までの間に、お子さんから学校で「いじめ」があると聞いたことがありますか。

①何回も聞いたことがある。 ②1、2回聞いたことがある。 ③全く無い。

2 今年の4月以降、お子さんが上級生や友達から「嫌なこと」を言われたり、されたりしたことはありますか。もし、あったら教えてください。

<いつごろ>

<どこで>

<だれに>

<されたこと>

年 組 番 生徒氏名

